

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項

の産業廃棄物の無害化処理に係る、認定の申請があった件

○環境省告示第十四号（平成二十八年一月二十九日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 氏名又は名称 株式会社太洋サービス
 - ロ 住所 静岡県浜松市西区篠原町九千二百五十四番地の二
 - ハ 代表者の氏名 代表取締役 鈴木 京子
- 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
静岡県浜松市西区篠原町字長浜浦二万七千二百八十六番一並びに字浜表二万六千七百四十五番一並びに坪井町字長池三千四百六十五番八、三千四百六十五番九、三千四百六十五番十、三千四百六十五番十一及び三千四百六十五番十二
- 三 無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
 - イ 廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
 - (1) 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
 - (2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
 - ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
 - (1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
 - (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
 - (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
 - (4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
 - ハ ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの
 - (1) イ(有)又はロ(印)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの
 - (2) 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
 - (3) 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
 - (4) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
 - (5) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
 - (6) 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五 申請年月日

平成二十八年一月八日

六 縦覧場所

- イ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
 - ロ 環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
 - ハ 静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課
 - ニ 浜松市環境部産業廃棄物課
 - ホ 浜松市西区役所
-